

平成30年度子育て支援員研修事業実施業務の委託に係る企画提案競技実施要領

1 事業の目的

子育て支援員研修は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育事業などにおいて、保育従事者等として保育に従事する際に必要な研修を実施し、子育て支援員を養成することで、事業実施に必要な人材を確保することを目的とする。

2 委託業務の内容

「子育て支援員研修事業」の実施に係る一切の業務を実施する。

※詳細は、「平成30年度子育て支援員研修事業実施業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託料

4,103千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、事業完了後の支払とする。

4 委託業者選定方法

企画書等の関係書類による企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な業者1者を選定する。

5 参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動その他本事業の趣旨に合致しない目的を持って参加するものでないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。

6 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 平成30年4月16日（月） |
| (2) 質問票受付期限 | 平成30年4月23日（月） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 平成30年4月27日（金） |
| (4) 業者決定 | 平成30年5月 7日（月） |
| (5) 審査結果通知 | 平成30年5月 8日（火）※予定 |

7 参加者の募集

募集案内を平成30年4月16日付けで県ホームページに掲載して募集する。

8 仕様書の交付

- (1) 場 所 福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当
- (2) 期 間 平成30年4月16日（月）～4月27日（金）（閉庁日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで
- (3) その他 無料で交付する。県庁ホームページからもダウンロード可。

9 質問票受付期限

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙1）を平成30年4月23日（月）午後5時までに本要領「15 問い合わせ先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。

10 企画書等の提出

(1) 企画書

ア 様式等

A4サイズとし、様式は任意とする。

イ 記載事項

(ア) 企画・提案の内容

審査基準書に従って作成すること。

(イ) 法人の概要

法人の業務内容、業務実績等

(2) 見積書

ア 企画に応じた予算の見積書を提出すること。

イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 内訳を記載すること。

(3) 提出場所 福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当

(4) 提出期限 平成30年4月27日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 提出部数 企画書4部、見積書1部

(7) 審査方法

企画書等の関係書類による企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な業者1者を選定する。なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

11 選定結果の通知

平成30年5月8日（火）まで（※予定）に受託者を決定し、参加者に通知する。

12 契約の締結等

(1) 審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

(4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の提案をしたとき
- (4) 提案に関してその他不正の行為があったとき
- (5) 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- (6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

14 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、各者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 選定結果の異議申立ては認められない。

15 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課 子育て支援担当

電話：0985-26-7056

FAX：0985-26-3416

電子メール：kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp